

## 香川県大阪・関西万博推進協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、香川県大阪・関西万博推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に向けて、県、市町及び関係団体が相互の取組みに係る情報や計画を共有しながら連携し、意見交換や共同立案を行うことで一体的な取組みを推進することを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大阪・関西万博を契機とした情報発信や交流拡大に関すること
- (2) 大阪・関西万博に向けた香川県の機運醸成に関すること
- (3) その他、推進協議会の目的を達成するために必要なこと

## (組織)

第4条 推進協議会は、会長、副会長及び会員（以下「会員等」という。）で構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (役員の職務)

第5条 会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長以外の会員等は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 4 総会は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、総会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 香川県情報公開条例（平成12年条例第54条）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、香川県政策部政策課に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第8条 推進協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年9月6日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	香川県知事
副 会 長	一般社団法人香川経済同友会代表幹事
会 員	香川県市長会会長
	香川県町村会会長
	四国経済産業局局長
	四国経済連合会会長
	香川県商工会議所連合会会長
	香川県商工会連合会会長
	香川県中小企業団体中央会会長
	香川県農業協同組合中央会会長
	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長
	公益社団法人香川県観光協会会長
	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部香川地区委員会委員長
	一般社団法人全国旅行業協会香川県支部支部長
	香川県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
	一般財団法人かがわ県産品振興機構理事長
	四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長
	高松琴平電気鉄道株式会社代表取締役社長
	一般社団法人香川県バス協会会長
	香川県タクシー協同組合理事長
	香川県旅客船協会会長
	全日本空輸株式会社高松支店支店長
	日本航空株式会社高松支店支店長
	高松空港株式会社代表取締役社長
	香川大学学長
	株式会社百十四銀行取締役頭取
株式会社香川銀行取締役頭取	